

平成24年

第1回市議会定例会 議案第53号

函館市港湾施設管理条例の一部改正について

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

函館市港湾施設管理条例（平成12年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	イ その他用地（道路を除く。） 1平方メートルまでごとに1月につき （ア）舗装地 （イ）未舗装地	89円77銭 70円87銭	85円50銭 67円50銭	を
--	--	------------------	------------------	---

	イ その他用地（道路を除く。） （ア）駐車使用以外の使用 1平方メートルまでごとに1月につき a 舗装地 b 未舗装地 （イ）駐車使用 自動車1台1月につき	89円77銭 70円87銭 3,000円	85円50銭 67円50銭	に
--	--	----------------------------	------------------	---

改め、同表備考第1項中「もの」を「もの（駐車使用を除く。）」に改め、同表備考中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項の次に次の3項を加える。

7 駐車使用とは、港湾施設の管理業務に従事する職員その他市長が定めるものが通勤のための自動車を駐車するために使用することをいう。

8 駐車使用の期間の始期または終期が月の中途である場合における当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

9 自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車，小型自動車（二輪自動車を除く。）および軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（提案理由）

港湾施設の管理業務に従事する職員その他市長が定めるものが通勤のための自動車を港湾施設用地に駐車する場合に、使用料を徴収することとするため